

**「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正について（案）
に関するパブリックコメントの結果について**

2023年9月7日
日本証券業協会

本協会では、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の一部改正について、2023年7月18日（火）から2023年8月16日（水）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問の概要（1件、1先）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	別表4 1.（2）②	裏付資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性の確認内容（別表4（2）②）に関して (a)一般的に法律事務所の提出する真正譲渡性の意見は「真正譲渡性が否定されるおそれは少ない」といった表現や裁判所が異なる判断をする可能性を否定できないといった記載になっており、クリーンオピニオン（断定的かつ留保のない意見）ではない。そのような	本改正は、審査項目に「裏付となる資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性」を、情報提供項目に「裏付となる資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性の確認内容」を追加するものです。 ご指摘の「法律事務所の提出する真正譲渡性の意見」に関しては、今般、本改正と併せて改訂いたしました「『社債券の私募等の取扱い等に

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>意見で足りる旨を確認したい。</p> <p>(b) 投資家に対して法律事務所の意見を取得したことを開示するにあたっては、どこまでの情報を開示することが想定されているのか伺いたい。意見の内容について投資家に対して意見書の写しを開示することは実務的にハードルが高い。そのため、意見書の写しそのものの開示までは不要であり、今までの商品内容説明書等において開示している意見の骨子等で足りる旨を確認したい。また、意見書を取得した法律事務所名まで開示が必要か伺いたい。</p> <p>(c) 真正譲渡性の意見に関する検討は高度に専門的なものであり、十分な分析・検討を行った上で意見を述べられるのは当該分野において一定の経験を有している弁護士のみである。弁護士の経験等にかかわらず意見書を徴求すれば足りるといふのであればオピニオン・ショッピングのような事態が生じ、安易に意見書を提出する弁護士が横行し、改正の趣旨を没却しか</p>	<p>関する規則』の考え方について」において、協会会員における審査の方法として「協会会員が裏付となる資産の譲渡に係る契約内容や裏付となる資産に係る対抗要件の具備を確認した上で、弁護士等から譲渡の法的有効性及び真正譲渡に関する意見書を取得すること」と例示しております。協会会員においては、「『社債券の私募等の取扱い等に関する規則』の考え方について」を参考としつつ、裏付となる資産に係る譲渡が法的に有効であること及び真正譲渡が確保されていることについて適切に確認し、その確認内容を顧客へ適切に情報提供することが求められます。</p> <p>(a) (c)につきましては、弁護士等の意見書を取得する場合には、協会会員は、審査項目である裏付となる資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性について、当該意見書を含めた資料を用いて本規則第5条により求められる厳正な審査を行うこととなります。したがって、当</p>

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>ねない。そのため意見書は一定の以上の当該分野における経験等を十分に有する者に限定していくことが好ましい。</p>	<p>該意見書を含めて厳正な審査を行うに足りる資料であるかという観点から、協会員において弁護士等から取得すべき意見の内容及び意見書の作成を依頼する弁護士等の検討を行うべきものと考えます。</p> <p>また、(b)につきましては、情報提供する具体的な範囲は協会員において適切に判断すべきものですが、少なくとも、裏付となる資産に係る譲渡の法的有効性及び真正譲渡性に関し審査した事項及び審査の方法(手段)については、顧客に情報提供すべきものと考えられます。なお、法律事務所の意見を取得した場合であっても、必ずしも意見書の写しを情報提供することを求めるものではありません。</p>

以上